

東日本大震災の被災者を対象とした 生活復興支援資金貸付のご案内

1. 生活復興支援金とは

生活復興支援資金は、東日本大震災により被災した低所得世帯に当面の生活に必要なとなる経費等の貸付を行うことにより、生活の復興を支援するための資金です。

1. 資金の内容（概要）

(1) 一時生活支援費

生活復興の際に必要な当面の生活費

〔貸付限度額〕 ※いずれも6か月以内
(単身世帯) 月額15万円以内の必要額
(複数世帯) 月額20万円以内の必要額

(2) 生活再建費

転居費用、家具什器費等の購入

〔貸付限度額〕
80万円以内の必要額

(3) 住宅補修費

住宅補修等に必要な費用

〔貸付限度額〕
250万円以内の必要額

※震災発生時に居住していた住居のある都道府県での申請

2. 貸付対象世帯

(1) 東日本大震災により被災した世帯（以下のいずれか）

- ①震災に伴い、「り災証明書」「被災証明書」「り災届け出証明書」のいずれかが発行されている世帯（震災には、平成23年3月12日に長野県北部で発生した地震、平成23年3月16日に静岡県で発生した地震も含む）
- ②震災発生時の居住地が、原発事故に伴い設定された警戒区域、計画的避難区域、緊急時避難準備区域であることが確認できる世帯

(2) 震災前まで生計を維持していた低所得世帯または、震災により低所得世帯になった世帯

「低所得世帯」とは、震災前3か月の収入平均または、震災後の収入が低所得世帯の収入基準(H23年度の場合、単身：130,800円、2人世帯：195,700円、3人世帯：261,600円、4人世帯：321,800円、5人世帯：379,500円等、この他家賃加算等有)以下の世帯

(3) 神奈川県内に住居を有するか、または今後当面の間、神奈川県内に居住して生活復興に向けた取組みを行う世帯（「住宅補修費」は、神奈川県内で被災し、被災した住宅の補修が必要な場合のみ対象）

※一時生活支援費は以下の世帯は対象外

- 生活保護申請予定、受給中、および受給後就労自立していない世帯

3. 貸付対象(借受人となる方)の要件

(1) 世帯の生計中心者であること

※ただし、生計中心者の死亡等の場合は、今後、世帯の生計中心者となる方を対象とする。

- (2) 今後、生活再建のための取り組みを行い、社協による支援を受けることに同意が得られること
- (3) 生活再建後は、就労収入等により償還が見込めること
- (4) 健康であり、契約締結が可能な状態の方
- (5) 自己破産の予定がないこと

4. 貸付の条件

- (1) 連帯保証人 原則として、連帯保証人が必要。立てられない場合は有利子での貸付可。
〔要件〕低所得世帯の収入基準以上の収入がある別世帯の人(要件を満たす人がいない場合は要相談)
- (2) 貸付利子 連帯保証人を立てた場合は無利子、立てられない場合は年1.5%の有利子。
- (3) 返済期間 一時生活支援費の貸付終了の翌月から2年以内の据置期間を経て、20年以内で返済。
(※ただし、最終償還年齢75歳。貸付金額により、返済期間の目安あり)

※虚偽の申請や不正な手段により貸付を受けた場合、貸付金を即時に一括返済していただきます。
※暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第6号に規定する暴力団員である者が属する世帯は借入申請ができません。

2. 資金の内容

★資金交付後に領収書等をご提出いただき、資金使途の確認を行います

一時生活支援費

◆生活復興に向けた取組みを行い、今後、就職または、義援金や保証金等の支払い等、今後の生活の目処が立つまでの当面の生活費の貸付。

〔貸付月額〕 (単身世帯)15万円以内の必要額
(複数世帯)20万円以内の必要額

- 世帯の家計費を計算し、必要な金額の貸付を行います。
- 毎月送金する分割交付となります。

〔貸付期間〕 通算6か月以内

- 6か月以内で延長及び再貸付が可能
- 他県に転居する場合は残りの期間を辞退し、転居先の都道府県で残りの月数分を申請します。

〔貸付期間中の支援〕

- 原則的に2か月に1回程度、社協の窓口で面接し、世帯状況や収入状況の変化、復興に向けた取組み状況の報告をいただき、相談・支援を行います。

※「被災証明書」「り災証明書」の発行には時間がかかるため、申請書の写しを添付して申請する場合、当初申請は3か月以内です。

生活再建費

◆下記の内容について、借入が必要な時期に利用
◆生活再建の為に真に必要な場合、貸付限度額の残額の範囲で再貸付を検討する
(避難先と被災地間を移動する必要がある場合の旅費を除き、同一理由での再貸付は不可)

〔貸付限度額〕 80万円以内

家具什器費等

- 返済のことを考慮し、できるだけ借入額は少額に抑え、必要最低限の品物の購入に限ってご検討下さい。
- 神奈川県および日本赤十字社による避難世帯への家財や家電製品等の支援が受けられる世帯は、その内容や支給時期を考慮して借入れをご検討下さい。

原則、20万円を上限として必要額

避難先と被災地間を移動する場合の旅費

- 電車・バス・飛行機等の公共交通機関の費用及び宿泊代。

その他 生活復興のために必要な費用

- 生活復興に向けて必要とされる経費であり、今、支出の必要がある場合はご相談ください。

転居や住宅入居費用

〔対象経費〕

- 敷金・礼金等、入居に際して当初の支払いを要する賃料、共益費、管理費、不動産仲介手数料、火災保険、入居保険料、転居の為の運送費用

〔申請する市区町村地社協〕

- 県内での転居は、転居予定先の市区町村社協で申請します。
県外へ転居の場合は、転居先の都道府県での申請となります。

住宅補修費

◆神奈川県内で被災し、被災した住宅の補修が必要な場合の住宅補修等に必要費用

〔貸付限度額〕 250万円

〔対象経費〕

- 半壊、一部破損等、震災により住宅が受けた被害の程度に応じて必要とされる補修・保全に係る費用。
- 全壊に伴い建替えが必要な場合は対象外。

- 原則、申請前にお住まいの地域の民生委員が訪問し、面接及び補修を必要とする住宅の状況等の確認を行います。

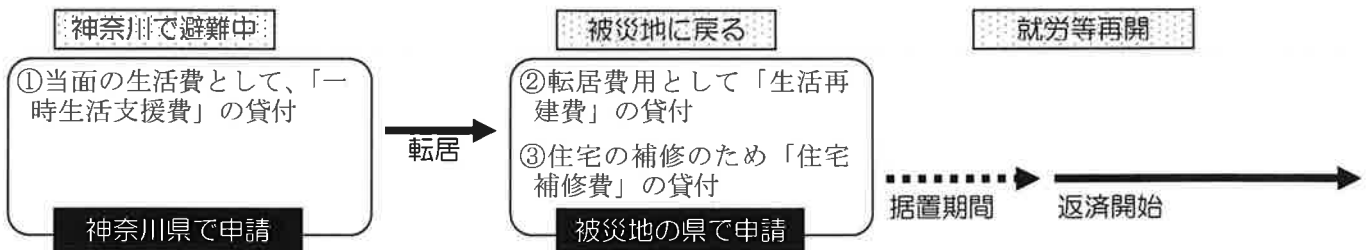
〔貸付要件〕

- 日常生活の便宜上、改修・整備する必要があること。
- 未発注・未払いであること。
- 賃貸物件の改修は、家主の許可が文書で確認できる場合のみ対象。
- 災害援護資金の対象となる世帯は原則として対象外。
ただし、災害援護資金で賄えない費用がある場合や災害援護資金の貸付が行われるまでの間に早急に貸付が必要な場合は要相談。

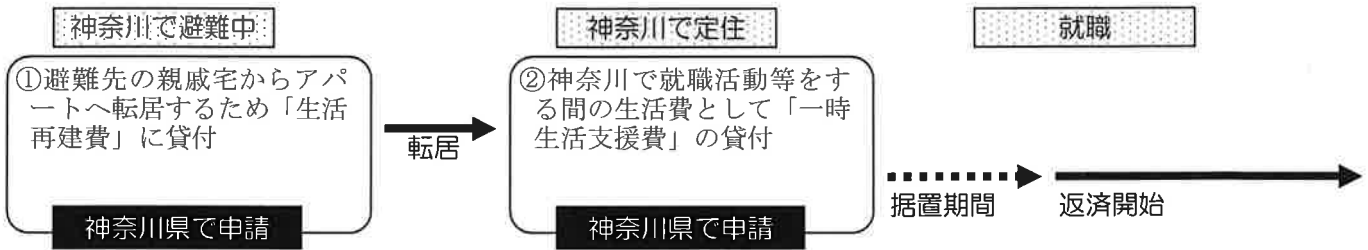
3. このような場合にご利用ください

★下記は例示です。組み合わせにより利用が可能な資金です

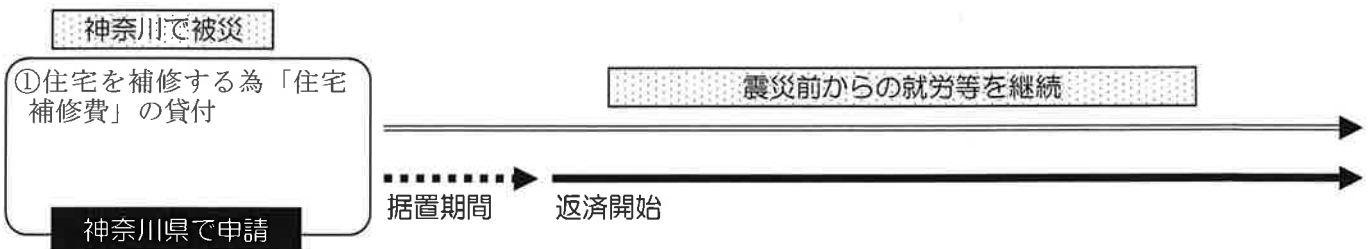
★神奈川で避難中だが数か月後に被災地へ戻る予定



★避難先の神奈川に定住して生活を再建する予定



★県内で被災した住居を直したい



4. 貸付制度の利用が適切かご検討ください

- 生活復興支援資金は、貸付制度です。
- 神奈川県内に避難中か、または神奈川県内に定住する方を対象として貸付を行いますが、生活費の貸付である「一時生活支援費」の貸付期間は最長でも6か月間です。
- 「一時生活支援費」の貸付期間が終了して2年以内の据置期間後、ご返済が始まります。
- 借入金は、返済を要する「負債」となるため、今後の生活復興を考えて、必要最低限の金額に限定させていただきます。
- 震災により、失業した場合などは、6か月間の貸付期間終了後は、神奈川県内に定住する場合は、就職活動をする間の生活費の貸付制度である「総合支援資金」の利用が考えられます(別途対象者要件があるため、該当するかどうか確認が必要です)。この利用期間が最長12か月です。

5. 相談・貸付の流れ

| | |
|----------|--|
| 1. 貸付の相談 | ● 資金について説明を受けます。 |
| 2. 申請 | ● 申込書に必要な事項を記入し、申請書類を添えて、市区町村社会福祉協議会に申し込みをします。 |
| 3. 審査 | ● 神奈川県社会福祉協議会が審査を行います。 ● 審査を進めるなかでさらに確認させていただくことや、書類の提出をお願いすることがありますので、ご協力をお願いします。 |
| 4. 貸付決定 | ● 「貸付決定通知書」「借用書」等が届きます。 ● 「借用書は、借受人と連帯保証人それぞれが、ご自身で必要事項を記入・捺印をしてください。住所や氏名は印鑑登録証明書と同じ表記にしてください。 |
| 5. 借用書提出 | ● 「借用書」と「印鑑登録証明書※」(借受人・連帯保証人)等を提出してください。 |
| 6. 資金交付 | ● 神奈川県社会福祉協議会に提出書類が届いたら確認をして、原則として本人口座に送金します。書類に不備があった場合などは、送金は再提出・確認後となります。 |
| 7. 継続送金 | ● 一時生活支援費は、毎月を送金するしくみです。市区町村社協で面接し、生活復興に向けた取り組みの状況や世帯の収入状況の変化等を確認させていただき、継続送金の可否を判断することになります。 |
| 8. 据置期間 | ● 2年以内で設定した据置期間を経て返済開始となります。 |
| 9. 返済 | ● 借入時に、年齢や貸付金額に応じて定めた返済期間で返済していただきます。 ● ご返済については、本人指定の口座からの引き落としとゆうちょ銀行からの払込票による返済のどちらかを選択いただけます。 |

2年以内
最長20年

※借用書提出時には、「印鑑登録証明書」をあわせてご提出いただくこととなります。住民票を被災地に残したままである場合や印鑑登録をしていない等の状況がある場合は、早めにご準備、ご相談ください。

問い合わせは・・・

社会福祉法人 神奈川県社会福祉協議会

地域福祉推進部 生活支援担当

電話045-311-1426

相談、申込み窓口は、現在、お住まいの（避難している）地域の市区町村社会福祉協議会となります。
（※別紙参照）

ご相談は現在避難されている地域の市区町村社会福祉協議会へ！

| 名称 | 電話番号 |
|--------------|--------------|
| 横浜市社会福祉協議会 | 045-201-8616 |
| 鶴見区社会福祉協議会 | 045-504-5619 |
| 神奈川区社会福祉協議会 | 045-311-2014 |
| 西区社会福祉協議会 | 045-450-5005 |
| 中区社会福祉協議会 | 045-681-6664 |
| 南区社会福祉協議会 | 045-260-2510 |
| 港南区社会福祉協議会 | 045-841-0256 |
| 保土ヶ谷区社会福祉協議会 | 045-341-9876 |
| 旭区社会福祉協議会 | 045-392-1123 |
| 磯子区社会福祉協議会 | 045-751-0739 |
| 金沢区社会福祉協議会 | 045-788-6080 |
| 港北区社会福祉協議会 | 045-547-2324 |
| 緑区社会福祉協議会 | 045-931-2478 |
| 青葉区社会福祉協議会 | 045-972-8836 |
| 都筑区社会福祉協議会 | 045-943-4058 |
| 戸塚区社会福祉協議会 | 045-866-8434 |
| 栄区社会福祉協議会 | 045-894-8521 |
| 泉区社会福祉協議会 | 045-802-2150 |
| 瀬谷区社会福祉協議会 | 045-361-2117 |
| 川崎市社会福祉協議会 | 044-739-8716 |
| 川崎区社会福祉協議会 | 044-246-5500 |
| 幸区社会福祉協議会 | 044-556-5500 |
| 中原区社会福祉協議会 | 044-722-5500 |
| 高津区社会福祉協議会 | 044-812-5500 |
| 宮前区社会福祉協議会 | 044-856-5500 |
| 多摩区社会福祉協議会 | 044-935-5500 |
| 麻生区社会福祉協議会 | 044-952-5500 |

横浜市・川崎市内に避難されている世帯は
各区社会福祉協議会が相談窓口となります。

| 名称 | 電話番号 |
|--------------|--------------|
| 横須賀市社会福祉協議会 | 046-821-1301 |
| 平塚市社会福祉協議会 | 0463-33-2333 |
| 鎌倉市社会福祉協議会 | 0467-23-1075 |
| 藤沢市社会福祉協議会 | 0466-50-3525 |
| 小田原市社会福祉協議会 | 0465-35-4000 |
| 茅ヶ崎市社会福祉協議会 | 0467-85-9650 |
| 逗子市社会福祉協議会 | 046-873-8011 |
| 相模原市社会福祉協議会 | 042-756-5034 |
| 相模原市社協(南事務所) | 042-765-7065 |
| 三浦市社会福祉協議会 | 046-888-7347 |
| 秦野市社会福祉協議会 | 0463-84-7711 |
| 厚木市社会福祉協議会 | 046-225-2947 |
| 大和市社会福祉協議会 | 046-260-5634 |
| 伊勢原市社会福祉協議会 | 0463-94-9600 |
| 海老名市社会福祉協議会 | 046-235-0220 |
| 座間市社会福祉協議会 | 046-266-2001 |
| 南足柄市社会福祉協議会 | 0465-73-1575 |
| 綾瀬市社会福祉協議会 | 0467-77-8166 |
| 愛川町社会福祉協議会 | 046-285-2111 |
| 清川村社会福祉協議会 | 046-287-1118 |
| 葉山町社会福祉協議会 | 046-875-9889 |
| 寒川町社会福祉協議会 | 0467-74-7621 |
| 大磯町社会福祉協議会 | 0463-61-9390 |
| 二宮町社会福祉協議会 | 0463-73-0294 |
| 中井町社会福祉協議会 | 0465-81-2261 |
| 大井町社会福祉協議会 | 0465-84-3294 |
| 松田町社会福祉協議会 | 0465-82-0294 |
| 山北町社会福祉協議会 | 0465-75-1294 |
| 開成町社会福祉協議会 | 0465-82-5222 |
| 箱根町社会福祉協議会 | 0460-85-9000 |
| 真鶴町社会福祉協議会 | 0465-68-3313 |
| 湯河原町社会福祉協議会 | 0465-62-3700 |

発行：社会福祉法人 神奈川県社会福祉協議会（生活支援担当）

〒221-0084 横浜市神奈川区沢渡 4-2 045-311-1426

2011/7/25